

# 防災ガイドブックを作成しました!!

問 総務課 防災・危機管理係 ☎62-9326

長野県が平成24年度に調査した、町内の「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」が告示されたことに伴い、富士見町防災ガイドブックを作成しました。

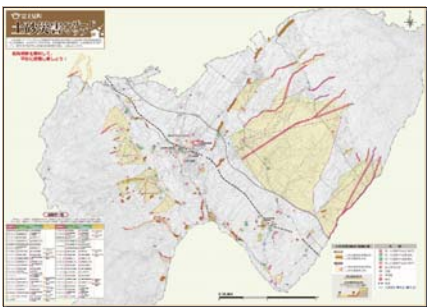
この防災ガイドブックは土砂災害ハザードマップ、地震による建物被害マップ、震度マップほか、日頃の備えについて記載された冊子となっています。

土砂災害には「急傾斜地の崩壊（崖崩れ）」「土石流」「地滑り」の3種類の発生原因があり、町内の指定箇所数は次のとおりです。※当町では「地滑り」は該当ありません。

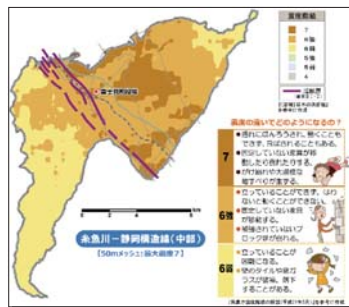
発生原因	警戒区域数	特別警戒区域数
急傾斜地の崩壊	141箇所	99箇所
土石流	36溪流	34溪流

- 土砂災害警戒区域 …… 土砂災害のおそれがある区域
- 土砂災害特別警戒区域 ……  
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

## 【土砂災害ハザードマップ】



## 【震度マップ】



富士見町に予想される想定地震は6つあり、予想される震度をマップに表示しました。

その中でも最も大きな被害が予想される「糸魚川-静岡構造線（中部）」については、町全域に震度6弱から震度7の強い揺れが感じられ、大きな被害を与える可能性があります。震度7になると崖崩れや、固定していない家具が倒れたりするおそれがあります。

防災ガイドブックを3月中旬に全戸配布します。区（集落）に未加入の方については、役場総合窓口でお渡ししますのでお越しください。

# 消費税の転嫁等に関する情報受付窓口について

問 財務課 町税係 ☎62-9122

社会保障の充実と財政健全化のため、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられます。それに伴い消費税の転嫁を阻害する行為を是正し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、平成25年10月1日から「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。この法律により、次の行為は禁止されています。

## 【消費税の転嫁拒否等の行為】

- ①減額・買いたたき
- ②商品購入、役務（サービス）利用、利益提供の要請
- ③本体価格での交渉の拒否
- ④報復行為

## 【消費税の転嫁を阻害する表示】

- ①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示（⇒例：「消費税は当店が負担しています。」）
- ②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部または一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの（⇒例：「消費税還元セール」「消費税率上昇分値引きします。」）
- ③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの（⇒例：「消費税相当分、商品券を提供します。」）



## ☆情報受付窓口について☆

商品納入先業者（買手）による買いたたきや小売業者による消費税の不当表示など、法律違反が疑われる個別事案について、次の窓口でお問い合わせ・相談を受け付けています。

詳しくは、富士見町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/>）をご覧ください。

- 国の相談窓口：消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報  
問 消費税価格転嫁等総合相談センター ☎0570-200-123
- 町の相談窓口：事業者からの情報 問 産業課 商工観光係 ☎62-9228  
消費者からの情報 問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112

※町における受付窓口は、転嫁拒否等の行為に対する調査・指導権限を有していませんので、違反被疑情報に該当するものは、権限を有する国の機関等に通知します。